

徳島県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年九月十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
7	美馬塩江	美馬市美馬町字小長谷一 九九番一地先から 同 字橋本二二 番一地先まで	旧	三・四〃二八・六	五四五・〇
		美馬市美馬町字小長谷六 三番一地先から 同 字橋本二二 番一地先まで		一〇・〇〃二八・六	六二〇・〇
		美馬市美馬町字小長谷一 九九番一地先から 同 字南原二二 番一まで		三・四〃二八・六	五四五・〇
		美馬市美馬町字小長谷六 三番一地先から 同 字南原二二 番一まで		一〇・〇〃三六・一	六三六・三
		新			